

全国一般全国協

1994年8月10日 No.15

全国一般労働組合全国協議会
編集発行人 遠藤一郎
東京都港区新橋3-21-7松本ビル
TEL 03-3434-1236
FAX 03-3433-0334

活発な議論と交流で

8月27日~28日

熱海

第4回定期大会を成功させよう

第4回定期大会を迎えるにあたって

全国一般全国協議会中央執行委員会

第四回定期大会が八月二七―二八日に熱海で開催される。

「人間らしい労働と生活」をスローガンに結成以降三年が経過し、二十都府県、一万人組織へと発展することができた。「石の上の三年」は文字通り様々な困難を全国の仲間の団結と援助で乗り切ったと言える。

政治的にも経済的にも

混沌とした状況が続く中で不況は長期化し、首きり合理化の波がすまらず中小労働者に襲いかかってきている今日、中小労働運動のよるべき岩として未だ微力ながらも全国協がその礎を確立できたことを自負したい。

第四回大会は、この三年間築いてきた基礎の上に、いよいよ柱を立て、壁を作り、屋根をふく作

業を全国の仲間と共同で開始するための誓いの場としたい。本大会は従来の運営方法を変更し、二日間にわたって開催し、十分な議論と交流を保証して方針をより豊富化するために費やされることになる。

私たちの柱は「人間らしい労働と生活」で刻まれた生活、権利、生命、反差別、環境、平和、国

際連帯によって屋根を支えることになる。壁は様々な運動と闘いによって彩られ色彩豊かなものとなり、大きく窓は開放されたものにならなければならない。そして屋根は全ての中小労働者と中小労働運動のために大きく拡がったものとしなければならない。そのために中央執行委員会は中央機能の強化に全力を挙げることが誓いたい。

全国の仲間へ向けた第四回大会への参加と成功のためにご尽力をを要請したい。

〔定期大会ご案内〕

- 日時 1994年 8月27日(土) 午後 1時から
8月28日(日) 午後 0時まで
- 会場 熱海富士屋ホテル
熱海市銀座町13-8
TEL 0557-81-7111
- 議案 総括・運動方針案
組合費の値上げ・役員改選他



第3回定期大会(93.7.31東京)

働く物の権利拡大のために

愛媛正光会労組

昨年十一月以来の経営側による、協約の一方的解約通告と新たな就業規則の押しつけという組合敵視の政策は、今春闘、夏季一時金闘争において本部団交にはししぶ応じるものの、各分会の団交(現場協議)を拒否す

闘争団はこの間、六月「二八」集会の成功を確信した瞬間です。また、翌日開催されたJR東日本株主総会は、週刊「文春」事件に象徴されるように、民主主義の否定を地でいく、異様な雰囲気の中で進められました。そんな中、一株主会の代表である山口さん、鳥栖闘争団家族の竹本さんなど、六名の発言を勝ち取り、「なぜ労働委員会命令に従わない、法律違

木屑闘争をバネに勝利をめざして

国労闘争団全国連絡会議

合は、経営側の兵糧攻めに対して、非常闘争資金の支出などによって、長期に闘うことを決めました。これを察知した経営側は、七月十四日の団交で二・三カ月の回答を突然出し、労使合意のない一方的支給を七月二十日に実施することを通告してきました。組合は、これ以上経営

反ではないか」「人に優しいJRといながら、実態は全くその逆ではないか」「週刊「文春」・イランコイン事件、これが公共性を有する企業のあるべき姿か」など会社姿勢を糾弾し、多くの株

側は、経営側の兵糧攻めに対して、非常闘争資金の支出などによって、長期に闘うことを決めました。これを察知した経営側は、七月十四日の団交で二・三カ月の回答を突然出し、労使合意のない一方的支給を七月二十日に実施することを通告してきました。組合は、これ以上経営

側は、経営側の兵糧攻めに対して、非常闘争資金の支出などによって、長期に闘うことを決めました。これを察知した経営側は、七月十四日の団交で二・三カ月の回答を突然出し、労使合意のない一方的支給を七月二十日に実施することを通告してきました。組合は、これ以上経営

側は、経営側の兵糧攻めに対して、非常闘争資金の支出などによって、長期に闘うことを決めました。これを察知した経営側は、七月十四日の団交で二・三カ月の回答を突然出し、労使合意のない一方的支給を七月二十日に実施することを通告してきました。組合は、これ以上経営

4・20音楽著作権協会社前集会



春闘を闘いぬく

音楽著作権協会労組

側は、経営側の兵糧攻めに対して、非常闘争資金の支出などによって、長期に闘うことを決めました。これを察知した経営側は、七月十四日の団交で二・三カ月の回答を突然出し、労使合意のない一方的支給を七月二十日に実施することを通告してきました。組合は、これ以上経営

側は、経営側の兵糧攻めに対して、非常闘争資金の支出などによって、長期に闘うことを決めました。これを察知した経営側は、七月十四日の団交で二・三カ月の回答を突然出し、労使合意のない一方的支給を七月二十日に実施することを通告してきました。組合は、これ以上経営

側は、経営側の兵糧攻めに対して、非常闘争資金の支出などによって、長期に闘うことを決めました。これを察知した経営側は、七月十四日の団交で二・三カ月の回答を突然出し、労使合意のない一方的支給を七月二十日に実施することを通告してきました。組合は、これ以上経営

側は、経営側の兵糧攻めに対して、非常闘争資金の支出などによって、長期に闘うことを決めました。これを察知した経営側は、七月十四日の団交で二・三カ月の回答を突然出し、労使合意のない一方的支給を七月二十日に実施することを通告してきました。組合は、これ以上経営

側は、経営側の兵糧攻めに対して、非常闘争資金の支出などによって、長期に闘うことを決めました。これを察知した経営側は、七月十四日の団交で二・三カ月の回答を突然出し、労使合意のない一方的支給を七月二十日に実施することを通告してきました。組合は、これ以上経営

側は、経営側の兵糧攻めに対して、非常闘争資金の支出などによって、長期に闘うことを決めました。これを察知した経営側は、七月十四日の団交で二・三カ月の回答を突然出し、労使合意のない一方的支給を七月二十日に実施することを通告してきました。組合は、これ以上経営

側は、経営側の兵糧攻めに対して、非常闘争資金の支出などによって、長期に闘うことを決めました。これを察知した経営側は、七月十四日の団交で二・三カ月の回答を突然出し、労使合意のない一方的支給を七月二十日に実施することを通告してきました。組合は、これ以上経営

側は、経営側の兵糧攻めに対して、非常闘争資金の支出などによって、長期に闘うことを決めました。これを察知した経営側は、七月十四日の団交で二・三カ月の回答を突然出し、労使合意のない一方的支給を七月二十日に実施することを通告してきました。組合は、これ以上経営

側は、経営側の兵糧攻めに対して、非常闘争資金の支出などによって、長期に闘うことを決めました。これを察知した経営側は、七月十四日の団交で二・三カ月の回答を突然出し、労使合意のない一方的支給を七月二十日に実施することを通告してきました。組合は、これ以上経営

側は、経営側の兵糧攻めに対して、非常闘争資金の支出などによって、長期に闘うことを決めました。これを察知した経営側は、七月十四日の団交で二・三カ月の回答を突然出し、労使合意のない一方的支給を七月二十日に実施することを通告してきました。組合は、これ以上経営

側は、経営側の兵糧攻めに対して、非常闘争資金の支出などによって、長期に闘うことを決めました。これを察知した経営側は、七月十四日の団交で二・三カ月の回答を突然出し、労使合意のない一方的支給を七月二十日に実施することを通告してきました。組合は、これ以上経営

側は、経営側の兵糧攻めに対して、非常闘争資金の支出などによって、長期に闘うことを決めました。これを察知した経営側は、七月十四日の団交で二・三カ月の回答を突然出し、労使合意のない一方的支給を七月二十日に実施することを通告してきました。組合は、これ以上経営

日本のアジア侵略を許さない

6・15 アセアンフォーラム

—七・二二にはシンポジウムも—

六―七月、全国一般全国協は、日米軍事同盟、海外派兵、朝鮮戦争挑発に反対し、日本の国連安保理常任理事国入り、アセアンフォーラムIIアジア集団安保体制作りに対するアジアキャンペーンを闘いました。

六月二五日は、全国協や東部労組、大田区職労、電検労、市民団体、学生、護憲派議員等百数十名が

結集し、フィリピンの戦闘的労組KMUや大衆組織バヤンのアピールを受け、防衛庁抗議行動と集会を行いました。

七月二二日は、八十名が結集し、海外派兵の拡大を狙う自衛隊の軍備増強や、日本の経済侵略を暴露するシンポジウムを行いました。

また、東京だけでなく、愛知・京都・大阪・山口

・九州・沖縄でも集会が組織されました。

これからも日本のアジア侵略を許さず闘いましょう。



6・15 防衛庁前抗議デモ

6・25

東京南部地域の中小労働運動の発展めざし 全国一般南部地区協と支部が統合

東京南部地域の中小労働運動の発展めざし

さる六月二五日東京で全国一般東京南部支部(二五〇〇名)と同東京南部地区協議会(六〇〇

名)の統合第一回大会が開催された。統合大会では、経過報告、運動方針などが可決



6・25 全国一般なんぶ統合大会

承認され、新組織「全国一般労働組合東京南部」が誕生した。これまで長い間、南部支部と南部地区協は、同じ地域で共闘し連帯しながら、ともに活動してきた。この統合は、東京地域における中小労働運動の統合を願い、その第一歩として両者が討議を重ね、約一年三カ月の準備段階を経て行なわれた。統合記念のレセプションでは、全国協をはじめ多くの友誼組合の方々か

ら激励の言葉を受けたばかりでなく、懐かしい両組合の役員経験者の参加で盛会だった。新しい東京南部は「全国一般なんぶ」という愛称で、組合員が中心とな

り、「職場と格闘する」労働組合として、国労をはじめとする全ての争議団闘争の勝利と、企業を越えて地域で団結する運動をめざしている。

7/10~11

全労協大会に参加して

越後湯沢・全国協から十三名が参加

全労協第六回定期全国大会が、七月一〇日―一日、越後湯沢で開催され、全国一般全国協組合員一三名が参加した。組合運動の社会的影響力がどんどん小さくなっていく中で、私たちが追求してきた反戦、権利のための闘いを、継承し、拡げていく場合は、ここしかないとの印象を強く持つことができた。冒頭の山崎議長、新しい政治勢力の結集の提案は、有事立法、国連がらみの世界の動きや、村山内閣の動向、社会党の反応など、その評価と運

動のあり方に一石を投じた。政治へのかかわりの必要性、重要性を痛感した。 発展への芽は持っているも全労協は、まだまだ小さな全国組織だし、何かをやってもおろう、やってほしいと依存するのではなく、これを支える全国単産の一つとして、私たち全国一般全国協も運動を通して、この芽を育てていきたいと思う。 こうした集いを通して全国一般全国協の仲間との交流、全労協傘下の多くの組合との交流も密にしていきたい。(K)

労働法が
変わる!?

労働法改訂の動きとどう闘うか

全国一般労働組合全国協議会 書記長 遠藤一郎

1 全労働者に四十時間法制を!

九四年四月一日より労働時間を中心とする改訂労基法が施行されたが、この改訂の多くの不十分点を克服するため、①猶予・特例措置の早期撤廃と全労働者に四十時間制

労働契約期間の上限一年を五年に延長、出向配転の明確化、解雇制限の緩和、労働者代表選出の法定化、就業規則の比重拡大、新しい労資紛争処理機構の設置など重要な問題点を含む労働契約法の改悪が準備されている。

3 罰則を伴う法規制の強化で

女子保護規制緩和と反対! 不況の中、露骨な男女差別、雇用差別が拡大している。罰則を伴わない均等法では、これを規制できない。指針見直し、ガイドラインづくりなどで終わらせず、法規制を要求していこう。男子の無制限の残業を放置しておいて、男女平等が、働き方を男並みに

労働相談活動などを通じて実感している労働者の権利確立、働く者のルールづくりの視点から「解雇制限法」を中心とする労働契約法の確立にむけて闘っていかねばならない。これに関して、日本労働弁護団が「労働者の権利―労働契

4 派遣法のなしくずし改悪反対!

高齢者雇用対策に名をかりて、労働者派遣法の改悪が企てられている。高齢者には、派遣業の適

約法制立法提言」を発表している。この提言を職場で討論し、方針確立にむけていこう。

5 少数者組合否認を許すな!

しくずしに、派遣業の制限をとっばらおうとしている。 派遣法の事業規制はずしを許してはならない。 「少数組合は、少数であるがゆえに労組としての保護が受けられなくて当然」という開いた口がふさがらない超反動判決が、京都コンピュータ(京コン)争議で出された。関経協が八十年代初頭に提言した労組法改悪の先取りといわざるを得ない。 司法や資本の少数組合否認攻撃をはねかえし、京コン闘争に勝利し、労組法改悪の実態づくりを阻止していこう。

「少数組合は、少数であるがゆえに労組としての保護が受けられなくて当然」という開いた口がふさがらない超反動判決が、京都コンピュータ(京コン)争議で出された。関経協が八十年代初頭に提言した労組法改悪の先取りといわざるを得ない。 司法や資本の少数組合否認攻撃をはねかえし、京コン闘争に勝利し、労組法改悪の実態づくりを阻止していこう。

労基法のことがよくわかる

「実践の手引き労働基準法」

井上浩監修・西村卓司・古谷杉郎著 (社会評論社)

2,500円

本部で取扱い中

全国協のことよくわかる

全国一般全国協紹介パンフ

まもなく出来る!

組織化と組合活動に役立てよう